

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び
中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行
規則の一部改正について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえた全庁的な取り組みとして、夏季休暇に係る夏季の期間の特例を設けることとなり、それにあわせて中野区立幼稚園教育職員並びに中野区立小学校及び中学校教育職員(任期付短時間勤務教員)についても、令和4年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例を設ける必要がある。

2 改正内容

令和4年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例として、その終期を10月31日とする。

3 新旧対照表

【第1条関係】中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第34条 (略) 附 則 第1条～第8条 (略) <u>(令和4年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例)</u> 第9条 令和4年における夏季休暇に係る第27条第1項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第11号 (略)	第1条～第34条 (略) 附 則 第1条～第8条 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第11号 (略)

【第2条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第41条 (略) 附 則 1～3 (略) <u>(令和4年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例)</u> 4 令和4年における夏季休暇に係る第28条第1項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)	第1条～第41条 (略) 附 則 1～3 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)

4 施行期日

公布の日